

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第2章 通則</p> <p>第8節 授業料、入学料及び検定料</p> <p>(授業料の分納、授業料及び入学料の免除及び徴収の猶予)</p> <p>第39条 経済的な理由によって授業料及び入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者の授業料及び入学料については、選考の上、その授業料を分納し、又は授業料及び入学料の全部若しくは一部を免除し、又は猶予することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第12節 課程修了及び学位</p> <p>(博士後期課程等の修了)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 第56条第2項第2号、第5号、第6号又は第7号の規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、前項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。</p>	<p>本則</p> <p>第2章 通則</p> <p>第8節 授業料、入学料及び検定料</p> <p>(授業料の分納、授業料及び入学料の免除及び徴収の猶予)</p> <p>第39条 経済的な理由によって授業料及び入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者等の授業料及び入学料については、選考の上、その授業料を分納し、又は授業料及び入学料の全部若しくは一部を免除し、又は猶予することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第12節 課程修了及び学位</p> <p>(博士後期課程等の修了)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 第56条第2項の規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、前項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。</p>	

附 則 (平成25年4月1日 25教規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。